

地域防災計画改定及び防災都市づくり計画策定に係る

意見交換会について

意見交換会の名称	地域防災計画改定及び防災都市づくり計画策定に係る 意見交換会	
開催日時	令和4年 10 月 14 日(金)午後7時から午後7時 50 分まで	
開催場所	厚木市役所 本庁舎4階大会議室	
参加者数	5人	
担当課	・危機管理課(地域防災計画の改定に関すること) ・都市計画課(防災都市づくり計画の策定に関すること)	
結果公開日	令和4年 11 月8日(火)	
会議の経過	1 開会 2 挨拶 3 概要説明 (1) 厚木市地域防災計画の改定について (2) 厚木市防災都市づくり計画の策定について 4 意見交換 5 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	地域防災計画について、当初策定の時期はいつか。また、直近では、いつ改定したのか。	当初、策定した計画は昭和 50 年代で、直近の改正は平成 31 年3月に行っています。
2	地域防災計画は、法律の規定に基づく計画か。	災害対策基本法に基づく計画です。
3	地域防災計画について、パブリックコメントの実施日程は決まっているのか。	令和4年 12 月以降の実施を予定しています。
4	防災都市づくり計画は、新規の計画か。	新たに策定する計画です。

5	<p>防災都市づくり計画は、法律や上位計画に従い、各自治体が策定する計画か。</p>	<p>国において「防災都市づくり計画策定指針」が公表されていますが、計画の策定は義務付けられていません。</p>
6	<p>地域防災計画について、様々な自然災害が発生している中、前回(平成 30 年度)の改定以降これまで見直しを行っていないことが疑問である。</p>	<p>法改正や県地域防災計画の改定の状況を踏まえ、見直しを行っています。</p>
7	<p>防災都市づくり計画の見直しの内容が不明確なので、もっと具体的にすべきである。計画の見直しがいい加減なものにならないよう、文章上で歯止めをかけることが大事だと思う。</p> <p>また、定期的見直しだけでなく、都市の変化や気候条件の変化により想定する災害や被害想定などの変更が生じた場合は計画を見直すというような、「時間軸」と「状況の変化」の2つに対して見直しができる計画にすべきと考える。</p> <p>毎年見直しを行いその上で今年計画を変更する必要はない、などということを公表すると、市民にとっても分かりやすい。</p>	<p>短期・中期・長期の期間を設定し、計画の見直しをすることとしています。このほかにも、状況の変化に応じて見直しを実施するなど、柔軟に対応していきます。</p>